

証明のオンライン申請及びクレジットカードによるオンライン決済の開始について

令和6年（2024年）1月末から、各種証明（一部を除く）のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカードによるオンライン決済が可能となります。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、同日以降は、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細な開始日程につきましては確定次第お知らせいたします。

1. オンライン申請を利用するにあたって

証明のオンライン申請をご利用する場合には、まず、オンライン在留届（ORRネット）への登録が必要です。

ORR ネット登録ページ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

過去に書面で在留届を提出している方は、書面で提出した在留届をORRネットへの登録に切り替えることが可能です。ORRネットで登録された内容はご自身でいつでも更新できますので、ORRネットへの切替えをお願いします。

（書面で提出された在留届のORRネットへの切替え方法）

ORRネットに改めて新規で登録いただいた後、必ず当館領事班まで、「書面で在留届を提出していたがORRネットで新たに在留届を登録した」旨、以下のメールアドレスにご連絡ください。当館にて、書面で提出された在留届を抹消するとともに、従来の在留届提出日をORRネットで登録された在留届に転記いたします。

ORR ネット登録ページ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

当館領事部宛メール：consularsection@br.mofa.go.jp

2. オンライン申請の方法

（1）ORRネットに登録後、ORRネットにログインし、画面の「旅券・証明のオンライン申請を行う」からオンライン申請が可能です。

（2）オンライン申請の手続方法は以下の操作マニュアル及び解説動画をご確認ください。

操作マニュアル

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/manual/shomei_online_manual.pdf

解説動画

<https://www.youtube.com/watch?v=1aeOGPu9h-o>

3. オンライン申請が可能な証明

当館でオンライン申請可能な証明は下記のとおりです。

- 在留証明(日本語) ※在留証明に関する詳しい情報は[こちら](#)をご参照ください。
- 出生証明(英語)・婚姻証明(英語)・離婚証明(英語)・死亡証明(英語) ※スイスの役所に提出するドイツ語の証明書が必要な場合は、従来通り来館か郵便で申請してください。

4. 必要書類

(1) オンライン申請に際して、システム上に疎明資料（パスポート、住所立証書類、戸籍謄本など）をアップロードしていただく必要があります。審査において、疎明資料の不足又は不備が判明した場合はメール等にてご連絡させていただきます（システム上において再度アップロードいただくことがあります。）。

消費税免税制度を利用するための在留証明の申請にあたり必要となる疎明書類は[こちら](#)をご確認ください。

(2) 来館・郵送申請時にご提出いただいた「証明書申請書」及び「在留証明願い」の内容につきましては、システム上で入力いただきますので、提出（アップロード）は不要です。

5. クレジットカードによる手数料のオンライン決済

(1) クレジットカードによる手数料のオンライン決済（円建て）はオンライン申請を行った場合のみ可能となります。なお、窓口での現金（現地通貨）によるお支払いも引き続き可能です。

(ア) 利用可能なクレジットカード

VISA、MASTER、AMERICAN EXPRESS、DINERS、JCB

(イ) 利用可能なデビットカード

VISA、MASTER がついているものに限られます。

(ウ) 決済手数料

無料。ただし、日本以外で発行されたカードの場合は、カード会社により、別途手数料が発生する場合があります。

(2) クレジットカードによる手数料のオンライン決済の方法は、以下の外務省ホームページ及び解説動画をご確認ください。

外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_004053.html

(3) 解説動画

<https://www.youtube.com/watch?v=qucbCUcXHuw>

(ア) クレジットカードによるお支払いの場合は、当館への直接納付ではなく、指定代理業者を通じた日本での納付となります。従って、当館から領収書・レシート等、支払いを証明する書類は発行できません。当館で現金払い（現地通貨）を行った場合に限り、領収書が発行できます。

(参考) クレジットカード払いの納付フロー

申請者 → クレジットカード会社 → 代理指定業者（日本） → 外務省（日本）

(イ) クレジットカードによるお支払いの場合、申請者は、当館での審査終了後、交付前にクレジットカードの有効性確認を受ける必要があります（この時点ではクレジットカードに手数料はチャージされません）。その後、当館において証明書を交付する際にクレジットカードへ手数料のチャージを行います。クレジットカードの有効性確認を行った後、証明書の交付までの間に、与信枠超過、クレジットカード会社による不正利用疑いに対する緊急保護措置等、交付日当日、予期せぬ事情により決済ができない場合があります。その場合は、窓口にて現金払いに変更することも可能です。

6. 各種証明の交付

(1) 証明書のオンライン申請における交付日は、別途の指定がある場合を除き、原則として審査完了日以降です。申請受付完了日ではありませんのでご注意ください。当館での審査が終了し、審査完了のメールが送付されるまで交付日は確定しません。なお、オンラインで申請された書類に不備などがある場合には、別途当館からメール等でお知らせします。

(2) 審査が終わりましたら、当館から審査完了メールを送信します。審査完了メールの受領後、証明書の交付が可能となりますので、オンライン申請時にアップロードいただいた疎明資料（戸籍謄本、運転免許証、住所立証書類等）の原本をご持参の上、当館までお越しください。交付時に、疎明資料の原本の提出又は提示ができない場合は、証明書の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

(3) オンライン申請から審査完了まで概ね 5 日（閉館日を除く）要します。申請後、3 日（閉館日を除く）経過してもメールが届かない場合は、お手数ですが、迷惑メールフォルダ等に当館からのメールが届いていないかをご確認の上、電話又はメールにてお問い合わせください。

(4) 証明のオンライン申請後、270 日（約 9 ヶ月）経過しても、証明書の引き取りがない場合は申請が自動的に取り消されますので、審査完了のメールが届きましたらお早めに引き取りをお願いいたします。

7. お問い合わせ先

- E-mail でのお問い合わせ：consularsection@br.mofa.go.jp
- 電話でのお問い合わせ：031-300-2222

※各オンライン申請に必要となる疎明書類は、必ずシステム上でアップロードしてください。疎明資料を、上記 E-mail アドレスへ送付いただいてもお受けできませんので、ご了承ください。

※E-mail での回答が難しい照会内容の場合、お電話で回答することがあります。E-mail にはお名前と電話番号を必ずご記載ください。